

仏舍利を握った娘

——『日本靈異記』中巻第三十一縁について——

一、はじめに

本論は『日本靈異記』中巻第三十一縁に関する考察である。この説話は、遠江国磐田郡に住む丹生直弟上が、仏塔の建立を發願するが、実現出来ずに年を過ぐすうちに、弟上七十歳・妻六十二歳の時に、左手を握ったままの女子が生まれ、後にその女子が奇瑞をもたらすという内容で、比較的短い説話の中に、異常出生や仏舍利の感得、また、寺の縁起など、様々な注目すべき要素が含まれている。本文を引用すると以下の通りである。

塔を建てむとして願を發しし時に生める女子、舍利を捲りて産るる縁
丹生の直弟上は、遠江の国磐田の郡の人なりき。弟上、塔を作らむとして願を發し、いまだその塔を造らずして淹しき年を歴たり。なほし願を果さむと睨みて、つねに懷を軫む。

聖武天皇の御世に、弟上年七十歳、妻年六十二歳にして、懷妊みて女を生む。左の方の手を捲りて産生る。父

青柳まや

母怪しびて、捲れる手を開くに、弥増に固く捲りて、なほし舒べず。父母愁へていはく、「嬬、時にあらずして産み、子の根具はらず。これ大きな恥とす。因縁をもてのゆゑに、汝、わが子に生る」といふ。すなはち嫌み棄てずして、慈しび哺育みつ。漸く長大るに随ひて、面容端正し。

年七歳に至り、手を開きて母に示していはく、「この物を見よ」といふ。よりて掌を瞻れば、舍利二粒あり。歡喜び異奇しびて、諸人に告げ知らす。諸人もまた喜び、国の司に展転ふ。郡の卿もことごとくに喜び、知識を引率て、七重の塔を建て、その舍利を安きまつり、供養しをはりぬ。今に磐田の郡の部内に建立せる磐田の寺の塔これなり。塔を立てし後に、その子たちまちに死にき。

闕らかに知る、「願ひて得ずといふことなく、願ひて果さずといふことなし」といへるは、それこれをいふなり。

当該説話を主題として取り上げた先行研究は少なく、主要なものとしては、守屋俊彦氏が、当該説話と竹取説話の類似点を指摘し、当該説話を竹取説話が仏教的ペールを被った話とした

研究がある。守屋氏が指摘するように、突然授かった女子が老夫婦に幸福をもたらす点や、女子が人間の男性と婚姻しない点など、当該説話と竹取説話の類似点は複数存在する。

また、守屋氏は竹取説話の発生地を、富士山を中心とした地域とし、駿河から当該説話の舞台である隣国の遠江への、竹取説話の流伝の可能性を指摘された。こうした説話の流通経路の考察は、古代における説話の発生やその伝播の方法、類似説話の存在理由などを探る上で、大変重要であると考ええる。

しかし、当該説話はまとまりを持った一つの説話として語られており、こうした説話の中から、個別の要素を取り出して解體還元的に考察する方法には再検討が必要であると考ええる。

このようなことから、本論では中巻第三十一縁を一つの説話として捉え、説話その文脈から解釈していくことで、『古事記』や『風土記』といった他の上代文献との相違点を指摘し、当該説話が『日本霊異記』に語られた意味を明らかにすることを目的とする。

二、女子の出生

中巻第三十一縁は、遠江国磐田郡に住む丹生直弟上が、仏塔の建立を発願したことを発端として語られる。丹生直は『新撰姓氏録』には記載が見えないものの、『倭名類聚抄』に遠江国磐田郡壬生（爾布）の地名が見えることから、地名の転訛したもの、或いは地名に関連して出来た氏とされる。弟上は土地の名を氏とされていることから、在地で一定の力を持つ豪族であったと考えられる。

当該説話の他にも、肉塊を産んだ豊服公の妻（下巻第十九縁）や、石を産んだ泉氏の女（下巻第三十一縁）など、『日本霊異記』の異常出生譚には、在地の豪族の家に生じた出来事として語られるものが複数存在する。これは本来、それぞれの豪族が有していた、独自の始祖伝承としての異常出生譚が、仏教の流入によってその意味を変質させられ、新たに仏教説話へと改変させられていったことを示すものであると考ええる。

弟上の居地である遠江国磐田郡は、現在の静岡県磐田市に当たり、後に建立される磐田寺の名も同地の地名に由来する。弟上が仏塔の建立を発願した理由や、建立が長年滞っていた理由は明らかにされていないが、「なほし願を果さむと睨みて、つねに懐を軫む」という記述から、弟上は仏法に対する深い信仰心を持つ人物として造形されていることが理解される。

聖武天皇の御世、弟上が七十歳、妻が六十二歳の時に、妻が懐妊し、女子が生まれた。後にこの女子は弟上夫婦に仏舎利をもたらすが、仏舎利の感得という奇瑞が、聖武天皇の御世の出来事として設定されているのは、上巻や中巻の序文等に記されるように、『日本霊異記』において、聖武天皇が仏教を篤信した聖帝とされていることに関わりがあると考えられる。仏舎利の感得という仏教的奇瑞は、聖武天皇朝という聖代にこそ相応しいと考えられたのである。

弟上夫婦の年齢については、「戸令」第六条に、

其れ男は、廿一を丁と為よ。六十一を老と為よ。六十六を耆と為よ。

と見えることから、弟上は耆の年齢に区分される。丁・老・耆

の別は、兵役・課役の負担に関する年齢区分であり、本来、弟上の妻には当てはまらないが、六十二という妻の年齢は、男性であれば老に区分される。弟上夫婦は何れも老耆の年齢に達しており、明らかに出産能力の失われた人物として造形されていると言える。

また、『日本霊異記』において、夫婦両方の年齢が記された例は稀とされるが、当該説話で夫婦二人の年齢が明記されるのは、老齢に達した年齢を提示することで、出産の不可能性を強調し、女子の出生の異常さを示すだけでなく、具体的な年齢を記述することで、説話の聞き手に具体例を示し、説話に真实性を付与する意味をも果たしていると考えられる。律令制の成立によって、個人を年齢で把握するようになったことも、詳細な年齢を記録することに繋がっているだろう。

なお、当該説話は仏舍利をもたらず神聖な女子の出生を語るが、『古事記』の三輪山説話や『山城国風土記』逸文の可茂社条が、神と未婚の乙女の婚姻による神聖な神の子の出生を語るのに対し、当該説話では人間の老夫婦の間に神聖な子供が出生する点が異なる。弟上の妻は出生能力を失った老女であり、このような存在による出生も神話には見られなかった新しい要素である。

やや年齢が異なるものの、『古事記』雄略天皇条の赤猪子説話では、雄略天皇が、自分との約束を守り、男に嫁がずに十八年を過ごした引田部赤猪子を不憫に感じ、婚姻を望むものの、赤猪子が大変年老いてしまったので、婚姻することが出来ず悲しんだという記述が見える。赤猪子説話の、

心の裏に婚はむと欲へども、其の亟めて老いて、婚を成すこと得ぬことを悼みて（下略）

という記述は、老女と交わりを成すことの不可能性を表している。老齢でありながら、女子を儲けた弟上夫婦は、『古事記』とは異なる世界観の中に身を置いている。

当該説話に描かれるように、出生能力を持たない老夫婦が、通常とは異なる仕方で子供を授かる話は、民話の桃太郎や瓜子姫にも見られる。申し子譚と呼ばれるこの話型は、富をもたらず主人公を申し子とするものが多い。しかし、申し子譚の本筋からすれば、本来、生まれた女子は成長し活躍することになるが、当該説話ではこうした展開になっていない点に注意される。警戒の説話解釈の部分にも記されるように、仏舍利の感得という奇瑞は、あくまでも弟上の信仰心の結果とされる。女子は説話の主人公ではなく、仏舍利を発現し、塔を完成させるための装置として説話に登場しているのである。

女子は左手を握り、しかもその手を固く握りしめて開かないので、両親は老齢の出産を起因とする身体的欠陥として嘆き、自らの過去の悪因を恥じた。仏教の論理では、親子の關係は過去の因縁の結果によるとされることから、両親の恥は自らの過去の悪因が衆目に晒されたことに理由するとされる。当該説話では、女子の身体的欠陥が悪因の結果ではないことが後に明らかとなるが、子が親の過去の悪因を晒す存在とされる点は、当該説話の直前に置かれた中巻第三十縁と共通している。

仏教思想の流入により、親子の關係はそれまでの共同体の始祖から連綿と繋がる縦の血縁紐帯の流れの中から切り出され、

個人の過去の行いの結果へと変化させられていく。因果応報の原理は、人々に個人の存在を強く自覚させ、そこに生じる不安を救済するものとして、仏教へのひたすらな信仰が求められた。『日本霊異記』に載録されるような仏教説話は、その救済の実例を民衆に示す例証として必要とされたと考えられる。

成長した女子の容姿に見える「面容端正し」の記述は、女子が通常の間人ではなく、神の属性を持つことを示す表現とされる。容姿の讚美は、『古事記』の「コノハナノサクヤビメ神話や、セヤダラヒメの婚姻説話等にも見られる表現であるが、因果応報の原理は、血の連続性を保証する始祖神話とは異なる要素を持つており、当該説話に見える女子の美麗さは、神婚による共同体の始祖伝承などには繋がっていない。当該説話は、女子に神の属性を付与しながら、神話的世界を志向してはいないのである。

三、仏舍利の出現

女子は七歳になった時、握っていた左手を開いて母に示し、掌中の物を見るように告げた。異常出生によって誕生した子供の言葉を、母親が聞き取る話は、『常陸国風土記』那賀郡茨城里条の嘯臥山説話にも見られる。嘯臥山説話は、ヌカビメという女性の許に正体不明の男が通い、ヌカビメが妊娠し小さな蛇を生んだので、蛇を祭壇に安置したところ、その蛇が異常成長をしたという三輪山型の神婚説話である。

ヌカビメは兄ヌカピコと共に暮らしているが、説話の中で、生まれた蛇と会話するのは母ヌカビメのみとなっている。こ

のことは、神の言葉を伝えるヌカビメの巫女的性格を表すと共に、子供と母親の親子としての強固な繋がりが、或いは、子供に対して母親が、霊的な力を有していることを表すと考えられる。女子が手を開いた七歳という年齢は、「七歳までは神の子」と言われるように、子供の成長段階の一つの節目であった。七歳の女子は、未だ人間の世界の存在ではなく、神の世界に属する存在であったと言える。ヌカビメや弟上の妻の話は、母親が神の世界に属する子供の言葉を聞き、人間の世界へと繋げる力を有していたことを示していると考えられる。

開かれた女子の掌には、仏舍利が二粒あった。仏舍利の出現記事は、日本では早く『日本書紀』に見え、敏達天皇十三年是歳条には次のように記されている。

馬子うまこひ独りひとり仏法に依りて三尼さんにを崇敬す。乃ち三尼を以ちて、
水田直みづのあたと達等たちとに付けて、衣食を供へしむ。仏殿を宅の
東ひがし方にむかひにむかひ経堂きやうどうり、弥勒みらくの石像を安置しまつる。三尼を
屈請くつじやうし、大会たいかいの設齋せつさいす。此の時に、達等、仏舍利を齋食
の上に得たり。舍利を以ちて馬子宿禰うまこすくねに獻る。馬子宿禰
試こころみに舍利を以ちて、鉄てつの質しつの中に置ききて、鉄の鎚つちを
振ふるひて打つ。其の質と鎚と、悉ことごとくに摧壞くだげれぬ。而れど
も舍利は摧毀くだげるべからず。又、舍利を水に投なげる。舍利、
心の所願こころのかんの随したがひに、水みづに浮沈うきしづむ。是こゝに由よりて、馬子宿禰・
池辺水田いけのへみづのあた・司馬達等しりまのたち、仏法を保ち信まもりて、修行しゆぎやうすること
懈ゆるらず。馬子宿禰、亦石川またいしかがの宅いへに仏殿を修治しゆぢる。仏法の
初め、茲こゝより作なり。

『日本書紀』の記事で注目されるのは、「仏法の初め、茲より作れり」と記されるように、仏舎利の発見及びその靈威の發現が、日本における仏教の起りりとされる点である。馬子・氷田・達等は、仏舎利の靈験を實際に体験したことで、仏法を信じ修行することになった。奇跡が眼前に提示されることが、信仰の發生に繋がることを『日本書紀』の記事は示している。

仏舎利が鉄鎚で打つても砕けない点や、水に浮沈する点は「法苑珠林」や「高僧伝」といった漢籍の影響とされるが、仏舎利の起こした神秘的な出来事が、仏教信仰の発端に繋がる点は、仏舎利に対する信仰の大きさを示している。

他に、『続日本紀』天平神護二年十月二十日条には、隅寺の毘沙門天像から仏舎利が出現した記事が見え、この奇瑞によって、称徳天皇の太政大臣禪師であつた道鏡は、法王の位を授けられている。後にこの仏舎利発見は、道鏡の弟子による捏造であつたことが明らかになるが、道鏡がこのように仏舎利感得を偽つたのも、仏舎利に対する信仰の深さを示していると考えられる。

なお、当該説話では、「国の司に展つ転ふ。郡の卿もことごとくに喜び」と記されるように、女子による仏舎利の感得が、丹生氏という一族の範疇を越え、遠江という国全体の吉事とされている点が注目される。これは、仏舎利に対する信仰の大きさを表すだけでなく、仏教の信仰というものが、氏族や村落といった共同体の固有性を超越する力を有していたことをも表すと考えられる。

律令国家の成立は、血縁や地縁による古い共同体を解体し、固有の信仰をネガティブなものへと変質させるが、そうした排除すべき古い信仰になり替わる律令国家の普遍的信仰として、人々には仏教を信仰することが求められた。当該説話に見える「国の司」「郡の卿」は、何れも国や郡の役人であり、こうした人々が塔の建立事業に関与することも、地縁とは異なる仏教と国家との繋がり示している。

先に触れた『常陸国風土記』の晡臥山説話では、母のヌカビメが異常な成長を続ける我が子の蛇に対し、

「汝が器宇を量るに、自づから神の子と知りぬ。我が属ゆかりの勢いきほひにては、養長すべからず。父の在せるに従くべし。

此にあるべからず」

と告げる場面がある。ヌカビメは一族の財力不足を理由に、祀っている蛇に家から退去することを要求している。この晡臥山説話の記事は、一族が独自に祀る神に対する費用の負担は、その神を祀る血族内で行なわれていたことを表している。これに対し、当該説話では、仏舎利の出現に歓喜した人々が、寄進する信者を誘い集めて講を組織し、七重の塔を建立するに至るといふ違いが見られる。塔の建立費用は、仏教を信仰する不特定多数の人々によって賄われている。

律令国家の成立は、固有の信仰を持つ血縁による共同体を解体するものであつたが、仏教に対する信仰が、この解体された共同体になり替わる新たな社会集団の出現を促したことが、当該説話の記事から読み取れる。

四、女子の死

仏舍利は建立された塔に安置され、完成の供養が営まれた。この塔は磐田郡内に建つ磐田寺の塔とされるが、現在地は未詳となっている。これは磐田寺の塔の建立の縁起譚であり、「今に」と記されるように、『日本靈異記』にこの話が載録された当時、磐田寺の塔は実在していたと考えられる。生殖年齢を超えた老齢での出産、また、女子による仏舎利の感得という非現実的な出来事は、実在する仏塔と結び付けられることで真实性を付与されるのである。

磐田寺は丹生氏の氏寺であった可能性が高いとされるが、丹生氏は郡司相当の家柄であり、この土地の豪族であったと考えられることから、元々は仏教ではなく、丹生氏独自の神を祀っていたことが想定される。天部衆の例に見えるように、仏教は在来神への信仰を、本地垂迹によつてその内部に取り込み、仏教側の存在へと作り替えるが、ここで寺の名前に磐田という郡名が付けられたのは、仏舎利に対する信仰が、丹生氏という一族のみに限定されるのではなく、広く地域に開かれたものであることを表していると考えられる。

『古事記』『日本書紀』崇神天皇条のオホタタネコに見えるように、日本古代には、祀られる神と血縁関係にある裔孫のみが、真に司祭としての資格を持つとする觀念があったとされる。これに対し、仏教に対する信仰は血縁に縛られることはない。誰のものでもない、この土地の仏教信仰の対象としての寺という意味が、磐田寺の名前には込められていると考えられる。

女子は塔が建立された後、時を置かず亡くなった。女子の死因や死の状態は明記されておらず、説話の関心が女子の死の詳細を語ることに無いことが理解される。

また、仏舎利の感得という奇跡を起こした存在であるにも関わらず、当該説話は女子の名前を記さない。名前はその個人を他から区別し、明示するだけではなく、靈魂を宿し、呪力を有する特別な言葉であると捉えられていた。当該説話が女子の名を語らないのは、女子を人間世界の存在として定位する必要が無いと考えたためであろう。女子は仏塔を建てるために遣わされた化身であり、あくまでも神仏の世界の存在であった。七歳で亡くなった女子は、神の世界と人間世界の境界を超えることなく、神のまま神の世界に帰ったと言いうことが出来る。

五、説話解釈

景戒は説話解釈の部分において、「願ひて得ずといふことなく、願ひて果さずといふことなし」と記し、仏舎利の感得と塔の建立を、弟上の願いの結果とする。当該説話は、仏意を主体とせず、善を修めようとする人間の意欲を主体として述べられている。奇跡を生じさせたのは、あくまでも弟上という一個人の仏への信仰心の強さであった。

「願ひて得ずといふことなく、願ひて果さずといふことなし」の表現は、出典が不明であるが、類似の表現を用いた結語が、中巻第二十一縁・下巻第十一縁・下巻第十七縁・下巻第二十一縁に見えることから、このような結語を用いることが、唱導の場における語りの型の一つとなっていた可能性が考えられる。

このうち、下巻第十一縁は、盲目の女が薬師如来の木造に帰依し、仏像から得た霊葉によって眼を開く話で、同じく下巻第二十一縁も、盲人が仏法への帰依によって眼を開く話となっている。

『日本霊異記』は、病や身体的な欠損を前世の悪業の結果と説くが、こうした身体的な欠損は、悪因を受けた者が、仏にひたすら帰依することで救済される。救済は一人ひとりの心の有り様によって実現するものであり、仏教では共同体的な意識ではなく、個人の持つ信仰心や心の善悪が重要視された。

当該説話においても、仏舎利感得の奇跡は、弟上のひたすらな信仰によって生じたとされる。仏への信仰心の深さこそが奇跡を生じさせるのであり、そこには社会階層や血筋などは関与していない。あくまでも個人の行いの結果として、個人が善報を得るのである。

『日本霊異記』は私度僧の唱導の種本であった可能性が強いとされるが、私度僧が唱導の対象としたのは、多くが一般の庶民階級であったことが考えられる。当該説話に見られるような、仏への信仰心によって生じた奇跡の話を、唱導の場で例証として用いることは、聴衆である人々に、身分秩序に囚われない仏の平等性を喚起させ、仏教への信仰を勧めることに繋がるものであったと考えられる。

また、奇跡をもたらす女子の出生が、共同体に対する丹生氏の優位性などではなく、弟上個人の信仰心の深さを示す証拠となる点は、当該説話と神話的世界との違いを表す。異常出生や美麗な容姿など、弟上夫婦の生んだ女子は、神の子の属性を有

している。三輪山説話や上巻第二縁の狐妻説話に見えるように、神や異類との血縁関係は、その家系を聖別し、共同体における一族の優越性を示すことに繋がる。しかし、当該説話における女子の役目は、丹生氏の血統を保証することではなく、弟上の信仰心を証明することであり、ここでも、共同体ではなく個人の心が問題にされている。

六、まとめ

以上、中巻第三十一縁を詳しく見てきた。当該説話は、異常出生の話を利用しながら、女子自体の活躍を描くことはせず、女子はあくまでも仏舎利の感得をいう奇跡を生じさせるための装置として説話に登場していた。

当該説話が志向するのは、神の子としての女子の血筋を繋ぎ、丹生氏の血の優越性を説くことではなく、説話解釈の部分に見られるように、弟上という一個人の信仰の強さを描き、信仰の力を説くことであった。当該説話は、異常出生譚や申し子譚と言った古い在地的な信仰を内部に取り込み、改変することで、新しく仏教説話を創出している。

また、当該説話では、弟上夫婦が女子の身体の異常性を、自らの過去の悪因を衆目に露呈する恥として恐れていた。親が子を恐れる話は、『古事記』景行天皇条のヤマトタケル説話や、『播磨国風土記』飴磨郡伊和里条のオホナムチとホアカリの神話等にも見られるが、『古事記』や『播磨国風土記』に描かれた親の恐れは、純粹に子の暴力性に起因するものであり、原因は親の側には求められてはいない。因果応報の結果としての親子関

係という、従来にはない親と子の在り方を仏教は生み出している。

律令国家の成立は、社会階層を分化し、血縁・地縁による古い共同体を解体するものであったが、磐田寺の堂塔建立が、信者の講による寄進の結果として実現したように、仏教は解体された共同体になり替わる新たな社会集団を出現させる力を有していた。

仏教は、共同体との繋がりが希薄化し、孤立した人々を、従来の共同体とは異なる、仏への信仰という形で結束し、再び集団化させることで、新たな社会秩序を生成するのである。

- 注(1) 守屋俊彦「日本霊異記小考二―中巻第三十一―緑―」(『神道学』六十二号、神道学会、一九六九年)。後、守屋俊彦『日本霊異記の研究』(三弥井書店、一九七四年)収録。
- (2) 松浦貞俊「日本国現報善悪霊異記註釈」(大東文化大学研究所、一九七三年)、二六九頁。なお、駿河国ではないものの、天平三年の「越前国正税帳」(『大日本古文书』編年之一、東京大学出版会、一九八二年)四三二頁には、「主帳无位丹生直伊可豆智」の名前が見えることから、丹生直が実在の氏姓であったことが確認出来る。
- (3) 井上光貞ほか校注、日本思想大系「律令」(岩波書店、一九七六年)、五五一頁。
- (4) 小泉道校注、新潮日本古典集成『日本霊異記』(新潮社、一九八四年)、一八一頁注十三。
- (5) 福田アジオ他編『日本民俗大辞典』下(吉川弘文館、二〇〇〇年)。「申し子」の項。項目執筆は山田敏子氏。

- (6) 多田一臣『日本霊異記』中(筑摩書房、一九九七年)、二五〇頁。

- (7) 永藤靖氏は「聖なる病あるいは女性の身体について」『日本霊異記』下巻・第一九縁をめぐって(『文学』第八巻第四号、岩波書店、一九九七年)一三九頁において、当該説話と下巻第十九縁に登場する女子について、

いづれにしろ神意をになって生まれてきた子供は、ここでは不具という病を持つことで聖別されている。他の者とは異なる、そういう聖なる徴、「聖痕(ステイグマ)」が身体の一部にあるのである。

- (8) 多田氏注(6)同書二四七頁。
- (9) 多田氏注(6)同書二四七頁。
- (10) 多田氏注(6)同書二五〇頁。なお、『日本霊異記』上巻第十八縁には、八歳以前に一文字を除き「法華経」を暗誦することが出来た男児が登場し、下巻第十九縁には七歳以前に「法華経」や八十巻本「華嚴経」を転読した女子が登場している。
- (11) 岸田知子「日中文献に見える佛舍利の奇瑞」(大谷大学文藝學會「文藝論叢」第六十八号、二〇〇七年)、八十三頁。
- (12) 松浦氏注(2)同書二七一頁。
- (13) 多田一臣「仏教説話の誕生」(『古代文学の世界像』所収、岩波書店、二〇一三年)、三二六―三二九頁。
- (14) 小泉氏注(4)同書一八二頁注七。なお同書によれば、国司が塔の建立に参加した経緯もあり、遠江国の国分寺の建立に際して、磐田寺が格上されたという説もあるとする。
- (15) 多田氏注(6)同書二四九頁。

(16) 小泉氏注(4) 同書一八二頁注七。

(17) 大林太良・吉田敦彦監修『日本神話事典』(大和書房、一九九七年)、「加茂説話」の項。項目執筆は溝口睦子氏。

(18) 多田一臣編『万葉語誌』(筑摩書房、二〇一四年)、「名」の項目。項目執筆は中嶋真也氏。

(19) 永藤氏注(7) 同書一三九頁。

(20) 松浦氏注(2) 同書二七一頁。

(21) 多田氏注(6) 同書二四七〜二四八頁。

(22) 中田祝夫校注・訳、新編日本古典文学全集『日本霊異記』(小学館、一九九五年)、四一〇〜四一一頁。なお、同書四一〇頁では『日本霊異記』の性格について、以下のように説明している。

『霊異記』には種々の性格があるが、おおまかにいえば、これは私度僧による、私度僧のための、私度僧の文字と規定できる面が強い。私度僧の作った、私度僧階級を中心とする人々に読まれるべき文学作品というわけである。

(23) 多田一臣『日本霊異記』上(筑摩書房、一九九七年)、四十一頁。

注記

・『日本霊異記』のテキストは、小泉道校注、新潮日本古典集成『日本霊異記』(新潮社、一九八四年)を用いた。

・『日本書紀』のテキストは、小島憲之ほか校注・訳、新編日本古典文学全集『日本書紀』②(小学館、一九九六年)を用いた。

・『古事記』のテキストは、山口佳紀・神野志隆光校注・訳、

新編日本古典文学全集『古事記』(小学館、一九九七年)を用いた。

・『律令』のテキストは、井上光貞ほか校注、日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)を用いた。